



HPはこちら

## 「賃金制度等の改正について」 団体交渉で会社提案を受ける

### 【新たなジョブローテーションの実施に伴う賃金制度の改正（案）】

- ①すべての系統で企画部門や出向を含め、多様な業務に従事する場合の処遇を向上する。
- ②鉄道事業における勤務の特殊性、不規則性に対する措置をさらに充実させる。

#### ◆基本給加算（キャリア加算）の新設（案）

- 営業、輸送、乗務員、車両などの区分を設け、発令を受けて該当する区分を2つ以上経験した場合、2つ目の発令を受けたときに、基本給額に2,000円を加える。ただし、1回に限ることとし重複適用はしない。※営業から乗務員→基本給額に2,000円の加算
- 見直しに伴い、3職経験、運転士等から駅等への異動及び運転士等から運転士以外への職名の異動に伴う基本給の調整を廃止する。
- 移行措置として、すでに入社している社員（2020年4月1日時点）も、会社発足以降の経験をさかのぼり、該当する区分を2つ以上経験している社員の基本給額に2,000円を加える。

#### ◆夜勤手当の見直し（案）

- 現行、深夜帯22時から翌朝5時までの間に労働すると割増賃金として35/100を支給しているが、単価を5%増額して1時間当りの賃金額に40/100を乗じたもの支給する。

#### ◆職務手当の見直し（案）

「新たなジョブローテーションの実施」における運転士と車掌を「乗務係」に統一する提案に踏まえて、車掌見習・技術指導担当に対する手当4,000円を運転士見習・技術指導担当に対する手当と同額の5,000円に引き上げるとともに、名称を「乗務員の見習の技術指導担当」に変更する。

### 【旅費制度の改正（案）】

- ①外食・宿泊施設等の発達やJoi-Tab等の通信手段の充実など、旅費制度を取り巻く社内外の環境の変化を受け、費用の実態に応じた支給方法に見直す。
- ②複雑な制度をわかりやすい制度に改めるとともに、支給に関わる事務作業の軽減を図る。
- 旅費制度の改正（案）として「旅費の種類の見直し（案）」「連絡旅費の見直し（案）」「赴任旅費の見直し（案）」「外国旅行の旅費の見直し（案）」のほか「日当等の廃止に伴う経過措置（案）」の提案を受けた。

#### ◆日当等の廃止に伴う経過措置（案）

- 過去3年分の支給実績に基づく1ヶ月平均の支給額を基礎額として算定する。（端数に50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てる）この基礎額に36ヶ月を乗じた額を一時金として支給する。なお、退職までの月数を乗じる数の上限とし、定年後に会社において勤務するエルダー社員になった場合は調整措置を設ける。支給時期は、2020年度夏季手當時に支給する。
- グリーンスタッフ及びエルダー社員（出向休職中の者を除く）も、2020年4月1日からの契約期間に応じて一時金を支給する。

【実施期日（案）】 2020年（令和2年）4月1日

※一部要旨を抜粋

東日本ユニオンに加入し、私たちと一緒に取り組もう！

